

情報通信審議会 情報通信技術分科会 局所吸収指針委員会(第2回)議事要旨(案)

1 日時

平成22年7月1日(木) 13時30分～15時30分

2 場所

第3特別会議室(三田共用会議所)

3 出席者(敬称略)

(1)構成員

安藤 真(主査)、多氣 昌生(主査代理)、池田 澄子、上野 照剛、
小倉 紳治(代理 山崎 潤)、熊田 亜紀子、田中 謙治、波多野 睦子、
福永 香、渡邊 聡一

(2)事務局

岡野 直樹(電波環境課長)、斉藤 康弘(電波環境課長補佐)

4 議事

(1) 作業班からの審議状況報告について

局所吸収指針作業班多氣主任より資料2-2に基づき、比吸収率測定方法
作業班渡邊主任より資料2-3に基づき、審議状況報告があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

山崎代理：IEC62209-2が3月に発行されているが、各国国内にて規制を行わなければならない期限などは勧告されているのか。

渡邊主任：IECでは各国の規制についての記述はないが、各国の状況については、作業班にて把握した上で委員会に報告させていただく。

多氣主任：IEC62209-2は側頭部以外であるが、側頭部で使うものはどのように考えれば良いのか。

渡邊主任：現在、側頭部の測定方法IEC62209-1はIECにて改訂作業中である。今後作業班にて情報収集をした上で、委員会にIECでの審議状況を報告させていただく。

安藤主査：機器の認証の際には、機器のマニュアルに記載のある使用方法で測定をするということか。

渡邊主任：IEC62209-2の記載では、機器の取扱い説明書に記載のある使用状態で測定をすることになっている。

多氣主任：3GHz以上でのSARの測定について、プローブや液剤の対応状況はどうか。

渡邊主任：3 GHz 以上にて対応可能なプローブは販売されており、NICTにてそれらプローブの特性をチェックしているが、従来と同じ測定精度で測定できることを確認している。また、液剤についてもこれまでと同程度の精度である。

山崎代理：今後6 GHz 以上でも、温度上昇の観点では、今の局所吸収指針は問題ないという理解で良いか。

多氣主任：SARで規定できるかどうかについては、今後評価をする必要がある。入射電力密度での評価については、ミリ波領域にて現在知見が集まりつつある。6 GHz までは従来の測定方法にて対応可能であると考ええる。

上野構成員：今回はNICTの頭部モデルで計算されているが、子供に関しても検討をしたのか。また、携帯電話以外にも色々な機器があるが。それらの機器の規制値についても10 g 当たり、2 W/kg で良いのか。

渡邊主任：作業班での検討では、小児についても検討していたと思う。確認する。測定方法では、10 g 当たり、2 W/kg で確認する測定方法を検討してきた。

池田構成員：測定の際の組織模擬液剤とはどういうものか。また、周辺及び液剤温度が18℃から25℃とあるが、人体より低い温度で測定しても問題ないのか。

渡邊主任：誘電率、導電率が人体と同じ電気的特性になっている液剤であり、18℃から25℃にて測定した際に、人体組織の電気的特性に近くなるようになっている。

(2) その他

第3回委員会の開催日程は別途、事務局より連絡する旨の説明があった。

【配付資料】

資料2-1 局所吸収指針委員会（第1回）議事要旨（案）

資料2-2 局所吸収指針作業班報告

資料2-3 比吸収率測定方法作業班報告